

バイバイ原発
3.6きょうと
13:30~
山音音楽堂
デモ:15時~

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第195号
2021年3月1日(月)
発行責任者 稲村
編集責任者 森下
連絡先 075-811-6770

契約社員でも、勤続6カ月を経過したら、年休が発生する。1週間に3日労働するパート社員は、勤続5年6カ月は10日。会社の対応は法定。年次有給休暇・パートで検索していただく。労働組合があると、組合に相談してみてください。

交通費は様々
交通費を支給するかどうかは会社が自由に決めることができます。

アドバイス
労基法違反です

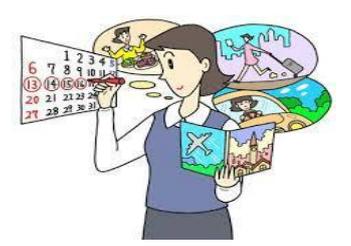
「雇用契約期間が3カ月の契約社員には「雇用契約期間が3年未満」と言われていない。おかしくないか?」
会社まで2・5kmを自転車通勤しているが交通費が支給されない。世間的にはどうか?

「契約社員」は、実態は勤続16年の無期雇用社員。但し、賃金は低いまま推移。「事務職」で採用された労働契約書での勤務時間は「早番(9時45分~18時20分)」と記載されている。ここにきて、コロナの関係で、早番で契約している他の従業員の勤務時間が、本人の同意を得て、理の遅番(11時30分~20時20分)での契約書に変更された。

「契約社員」と呼ばれているが、実態は勤続16年の無期雇用社員。但し、賃金は低いまま推移。「事務職」で採用された労働契約書での勤務時間は「早番(9時45分~18時20分)」と記載されている。ここにきて、コロナの関係で、早番で契約している他の従業員の勤務時間が、本人の同意を得て、理の遅番(11時30分~20時20分)での契約書に変更された。

2月の相談活動の特徴(新規)
センター発足以来の相談件数は1万8千612件になりました。(2月末日現在)

項目	件数	当月比率
面談	0	0.0%
電話・メール	15	88.2%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	2	17.8%
合計	17	100%
項目	件数	当月比率
解雇	0	0.0%
退職強要・勸奨	0	0.0%
賃金・残業代未払い	2	11.8%
労働契約違反	2	11.8%
社会・雇用保険	0	0.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	2	11.8%
労働時間・休暇	3	17.6%
パワハラ・セクハラ問題	2	11.8%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	0	0.0%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	0	0.0%
その他	6	35.2%
不明	0	0%
合計	17	100%



「契約社員」と呼ばれているが、実態は勤続16年の無期雇用社員。但し、賃金は低いまま推移。「事務職」で採用された労働契約書での勤務時間は「早番(9時45分~18時20分)」と記載されている。ここにきて、コロナの関係で、早番で契約している他の従業員の勤務時間が、本人の同意を得て、理の遅番(11時30分~20時20分)での契約書に変更された。

「契約社員」と呼ばれているが、実態は勤続16年の無期雇用社員。但し、賃金は低いまま推移。「事務職」で採用された労働契約書での勤務時間は「早番(9時45分~18時20分)」と記載されている。ここにきて、コロナの関係で、早番で契約している他の従業員の勤務時間が、本人の同意を得て、理の遅番(11時30分~20時20分)での契約書に変更された。

項目	件数	当月比率
男性	10	58.8%
女性	7	41.2%
不明	0	0%
合計	17	100%

組織拡大
2月度:なし



「祖父が死亡したので葬儀に参列する。3日間休みたい」と上司に申し出たら「祖父なら通常1日が世間の常識」と言われた。世間の常識とはそんなものですか?

「祖父が死亡したので葬儀に参列する。3日間休みたい」と上司に申し出たら「祖父なら通常1日が世間の常識」と言われた。世間の常識とはそんなものですか?

アドバイス
就業規則が優先されます。

(相談者)3日と規定されているが、上司が「1日しか認めない」と言ってきたらどうしたらよいのか?

アドバイス
就業規則で定められているか確認してください。本人の2親等なら3日程度だと思えます。

「祖父が死亡したので葬儀に参列する。3日間休みたい」と上司に申し出たら「祖父なら通常1日が世間の常識」と言われた。世間の常識とはそんなものですか?

★相談事例④⑤⑥★
 (男性30歳代・正社員・医療機関)

★相談事例④⑤⑥★
 (女性40歳代・食品製造・正社員)

民間病院に勤務。職場は入院病棟。院内で新型コロナウイルスがクラスターが発生。基礎疾患がある家族と暮らしている。で、入院病棟から外来担当に配置転換してほしいと申し出た。

「配置転換はできない。どうしてもというなら、休職することを勧める」という回答。

休職するとどうなるのか？また、他の医療機関の実態を調べてもらえないか。

アドバイス

休職すると「無給」となると思います。休職期間も含め会社に確認し、休職するかどうかは、あなたが判断してください。他の医療機関の実態については、医務連に直接問い合わせるよう伝えました。



★相談事例⑤★
 (男性40歳代・食品製造・正社員)

健康療は自己負担？

出勤後激しい腹痛となり早退を願い出た。

その際上司からヒアリングがあり、前日の夕食に生ものを食べたことを報告した。

上司から、ノロウイルス感染の疑いがあるとのでウイルス感染の検査をするよう指示された。

検査を受ける前には腹痛が治癒しており、その旨を伝えましたが、それでも検査は受けてほしいと指示された。

指示通り検査を受けた。結果は陰性だった。

翌日検査結果を事務所に報告し、検査費用の精算を申し出てたところ「それは自己負担だ」と言われた。

因みに検査は保険適用外。このようなケースでも私が検査費用を全額負担しなければいけないでしょうか？(メールでの相談)

メールでアドバイス

会社からの指示(業務命令)であれば「会社負担」が妥当と判断できます。しかし、費用負担

を事前に確認をしていないようなので、微妙です。

「会社と争ってでも会社に負担させる」と決意して対応することもできると思いますが、その後の「職場の人間関係」と「検査負担金額」との兼ね合いも考慮したほうが良いと思います。

労働組合があるとのことなので、労働組合に相談してみたいかがですか？

食品関係の企業なので、今回のケースなどが、「就業規則」もしくは「安全衛生委員会」などによって定められていないかも確認してください。

相談者からの返信メール

業務命令であることは事前に確認しました。ただし、費用負担まで確認をしませんでした。確認しておくべきだったと反省しています。

会社と争ってまで費用を取り戻そうとは思っていません。ただ、会社の担当者の方で腹立たしかったので相談させてもらいました。

社内規則などを確認しようと思っております。

参考になりました。ありがとうございます。

会社からの指示(業務命令)であれば「会社負担」が妥当と判断できます。しかし、費用負担



コロナ関連の相談
 落ち着く方向

2020年
 2021年

新規相談件数
 (内コロナ関連件数)

1月	20件 (0)
2月	29件 (0)
3月	43件 (2)
4月	76件 (49)
5月	49件 (29)
6月	53件 (23)
7月	38件 (15)
8月	39件 (13)
9月	24件 (5)
10月	21件 (7)
11月	25件 (5)
12月	14件 (3)
1月	14件 (5)
2月	17件 (4)

★相談事例⑥★
 (女性40歳代・パート)

コロナでシフト

大幅減を強要

契約書のシフトは週5日。しかし、コロナ禍により、昨年10月から週3日を強要されました。

その際、私は夫の扶養家族の範囲内で働いているのですが、社会保険に加入しているパート従業員は、社会保険への加入は続けるという理由で、シフトの減はされず、週5のままでした。

雇用保険も外された

せめて雇用保険だけは守って欲しい(週20時間以上のシフト)と伝えましたが、取り合ってもらえず、雇用保険も外されてしまいました。

会社側の態度は、はつきりと言いますが、「サインをするか」「辞めるか」という姿勢です。仕方なく変更した契約書にサインをいたしました。

さらなるシフト減

2月に入り業績がさらに悪化し、「社会保険に加入していたパート従業員達の社会保険から脱退」という事態となりました。

ところが、「そのパート従業員の雇用保

険への加入は続ける」という理由で、そのパート従業員達が毎日出勤し、私達のシフトが週に一回あるかないかになってしまいました。

パート社員は15名いますが、もともと全員が週5日のシフトでした。しかし、現在一定の雇用条件が守られているのはパートリーダーと取り巻きの6人程です。不公平に感じます。私と同じ境遇の他のメンバーは、シフトを平等に振り分けて欲しいと思っています。

週1回に変更された契約書にサインをしなくてはいけないのでしょうか。何か方法があるのでしょうか。それとも仕方のない事なのでしょうか。(メールでの相談)

違法です

①契約期間内において、本人の同意なしに、企業が一方的に変更することはできない。但し、変更した契約書にサインすると、同意とみなされる。

②「雇用調整助成金」「休業支援金・給付金」制度を紹介

③組合加入の選択肢

などがある

などをメールで返信

しました。

9条改憲NO！改憲発議に反対する
 全国緊急署名をすすめよう！